

# 令和5年度掛川市こども計画策定に係る調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和5年度掛川市こども計画策定に係る調査業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、こども基本法に基づくこども大綱を勘案しながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含し、一体的なものとする掛川市こども計画の策定にあたり、こどもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するための実態調査等を行い、計画策定に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

## 4 委託内容

本仕様書に定める業務内容については、本市が委託する当該業務の受託者を選定することを目的とし現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受託候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合は、本仕様書に追加記載し、契約書の仕様書とするとともに、その提案を誠実に実行するほか、国の通知等に基づき計画に記載すべき事項が生じた際は当該通知等に準じて対応するものとする。その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、委託者と別途協議するものとし、業務上必要と認められる場合は、本仕様書に記載されていない事項であっても、適宜実施していくこととする。

### (1) 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

子ども・子育て支援法に基づく事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等についてアンケート調査を行う。

#### 【ニーズ調査の実施概要】

調査対象 配布数	①未就学児童の保護者 1,500件（無作為抽出） ②小学生（1年生から3年生）児童の保護者 1,500件（無作為抽出）
調査手法	①未就学児童の保護者：Web回答 ②小学生（1年生から3年生）児童の保護者：Web回答 調査票（Webアンケートシステム）の設計、告知案内文の作成は受託者が行う。 発送用封筒の制作、告知案内文の印刷、郵送は、掛川市が行う。

設問設計	調査票は、①は、国の基本方針やモデル調査票案をもとに、掛川市独自の設問を加え、②は、子ども・子育て支援事業計画（第2期）で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。 また、受託者は調査票案の設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。
報告書作成	受託者は、集計分析結果報告書の作成を行う。 納入については、「5. 成果品」の項目を参照

### (2) 子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画に係るアンケート調査

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こどもの意見聴取の手法としてアンケート調査を実施し、結果を報告書及び会議資料として使用できるようとりまとめる。また、回収率を向上させるため、市民の回答しやすい様式とする。

下記実施概要中、①、②については、子どもの貧困計画に係るアンケート調査、③については、子ども・若者計画に係るアンケート調査を行う。

#### 【アンケート調査の実施概要】

調査対象配布数	①小学5年生・中学2年生（本人） 全件（約2,150件） ②小学5年生・中学2年生（保護者） 全件（約2,150件） ③16～39歳の市民 1,500件（無作為抽出）
調査手法	①小学5年生・中学2年生（本人）：Web回答 ②小学5年生・中学2年生（保護者）：Web回答 ③16～39歳の市民：Web回答 調査票（Webアンケートシステム）の設計、告知案内文の作成は受託者が行う。 発送用封筒の制作、告知案内文の印刷、郵送は、掛川市が行う。
設問設計	受託者は、こども大綱を基に、現在の掛川市の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案の設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案等を行う。
報告書作成	受託者は、集計分析結果報告書の作成を行う。 納入については、「5. 成果品」の項目を参照

### (3) 子ども・子育て会議の支援

掛川市子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、議事録作成（要旨録）、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) こども計画策定のための情報提供

こども計画を策定するために政策判断を要するため、受託者は委託者に絶えず情報提供を行う。また、当事者及び関係者の意見聴取のための手法について情報提供を併せて実施する。

(5) 国の動向の情報提供

今後のこども大綱の方向性や調査項目等に係るこども家庭庁等の動向について、会議等の都度、内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。

5 成果品

(1) 調査票 電子データ 一式

(2) 調査回答集計表 電子データ 一式

(3) 掛川市子ども・子育て会議 議事録 電子データ 一式

(4) 報告書版下データ（子ども・子育て支援事業計画調査 A4版墨1色150頁程度、子どもの貧困対策計画調査 A4版墨1色80頁程度、子ども・若者計画調査 A4版墨1色80頁程度）

(5) ローデータ

※すべてのデータはCD-Rに入れて納品すること。

※いずれもPDF及び編集可能な電子媒体の両方

6 その他の留意事項

(1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務遂行にあたり、掛川市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 業務履行の過程において、掛川市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行う。

(4) 本仕様書を変更する必要が生じた場合は、掛川市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。

(5) この業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

(7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。

(8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの概要、業務内容及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、承諾した場合はこの限りでない。